

第一号様式（その1）

道路占用許可申請書
協 議 書

新規	更新	変更	年	月	日
----	----	----	---	---	---

町田市長 石坂 丈一 殿

年 月 日

〒

住 所

氏 名

第32条 許可を申請 担当者
道路法 の規定により します。
第35条 協 議 T E L

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場 所				
占用物件	名	称	規	模	数 量
占用の期間	年	月	日から	間	占用物件 の 構 造
	年	月	日まで		
工事の期間	年	月	日から	間	工事实施 の 方 法
	年	月	日まで		
道路の 復旧方法				添付書類	案内図、平面図、構造詳細図、標準横断面
備 考					

記 載 要 領

- 「許可申請」第32条 及び 「許可を申請
協 議 書」第35条 及び 「協 議 書」 については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること、占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と起点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書をする
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

第一号様式（その2）

道路占用許可申請内容写 町田市長 石阪 丈一 殿 申請者 住所 〒 協議者 氏 名 担当者 TEL		新 規	更 新	変 更	町道管占第 号
占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名 称	規 模	数 量		
占用の期間	年 月 日から	年 月 日まで	間	占用物件 の 構 造	
工事の期間	年 月 日から	年 月 日まで	間	工事实施 の 方 法	
道路の 復旧方法				添付書類	案内図、平面図、構造詳細図、標準横断図

担当者	係長職	課長職
/	/	/

年 月 日付許可

上記の申請については別添の条件を付して許可する。

占用料 ¥

数量	×	年額 円	×	期間 $\frac{(\quad)}{12}$	×	減免率 $\frac{(\quad)}{(\quad)}$
$\frac{\text{m}^2}{\text{m 本}}$						

第二号様式

道路占用許可書 町道管占第 号		新規 更新 変更		
		申請者 住所 〒 協議者 氏 名 担当者 TEL		
占用の目的				
占用の場所		路線名	車道・歩道・その他	
		場所		
占用物件		名 称	規 模	数 量
占用の期間		年 月 日から 年 月 日まで	間 占用物件 の 構 造	
工事の期間		年 月 日から 年 月 日まで	間 工事实施 の 方 法	
道路の 復旧方法		添付書類	案内図、平面図、構造詳細図、標準横断図	

年 月 日付け申請による道路占用を上記のとおり許可する。
 ただし、下記の条件のほか、道路法、同法施行令、町田市道路占用規則、その他関係諸法規に従うこと。

年 月 日

町田市長 石 阪 丈 一

記

1. 占用料 ¥

数量	$\frac{m^2}{m}$ 本	×	年額 円	×	期間 $\frac{(\quad)}{12}$	×	減免率 $\frac{(\quad)}{(\quad)}$
----	----------------------	---	---------	---	----------------------------	---	----------------------------------

2. 条件 別添記載のとおり

3. この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
4. この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として(訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)